二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、必要なものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

十六　［略］

（個人課税課の所掌事務）

第三百九十四条　個人課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　［略］

五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（個人に関するものに限る。）に関する調査（調査査察部及び他課の所掌に属するもの並びに報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達（他課の所掌に属するものを除く。）に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

六　［略］

（資産課税課の所掌事務）

第三百九十五条　資産課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　［略］

五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した個人及び譲渡所得等（所得税法第三十二条第一項に規定する山林所得及び同法第三十三条第一項に規定する譲渡所得をいう。以下同じ。）を有する個人に係る当該財産及び当該譲渡所得等の基因となる資産に関するものに限る。）に関する調査（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するものの並びに報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達（課税総括課の所掌に属するものを除く。）に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

六　［略］

（法人課税課の所掌事務）

第三百九十六条　法人課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［略］

十六　［同上］

（個人課税課の所掌事務）

第三百九十四条　個人課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　［同上］

五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（個人に関するものに限る。）に関する調査（報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること（調査査察部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

六　［同上］

（資産課税課の所掌事務）

第三百九十五条　資産課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　［同上］

五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（相続、遺贈若しくは贈与に因り財産を取得した個人及び譲渡所得等（所得税法第三十二条第一項に規定する山林所得及び同法第三十三条第一項に規定する譲渡所得をいう。以下同じ。）を有する個人に係る当該財産及び当該譲渡所得等の基因となる資産に関するものに限る。）に関する調査（報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するものを除く。）。

六　［同上］

（法人課税課の所掌事務）

第三百九十六条　法人課税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　［同上］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（法人及び源泉徴収義務者に関するものに限る。）に関する調査（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するもの並びに報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達（課税総括課の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

七　［略］

（管理運営課の所掌事務）

第三百九十九条　管理運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　［略］

九　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

十　［略］

（相互協議室並びに国際企画官及び国際企画調整官）

第四百六条　国際業務課に、相互協議室並びに国際企画官三人及び国際企画調整官一人を置く。

2　相互協議室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　第三百八十八条第二号に掲げる事務のうち、外国居住者等所得相互免除法第十条第一項、第十四条第一項、第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項に規定する国税庁長官の確認に関すること。

3～5　［略］

（課税部の所掌事務）

第四百四十五条　課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（調査査察部の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課（法人及び源泉徴収義務者に関するものに限る。）に関する調査（調査査察部及び課税総括課の所掌に属するもの並びに報告事項の提供に関するものを除く。）及び文書の送達に関する事務の指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

七　［同上］

（管理運営課の所掌事務）

第三百九十九条　管理運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　［同上］

九　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理に関すること。

十　［同上］

（相互協議室並びに国際企画官及び国際企画調整官）

第四百六条　国際業務課に、相互協議室並びに国際企画官三人及び国際企画調整官一人を置く。

2　相互協議室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　第三百八十八条第二号に掲げる事務のうち、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第十条第一項、第十四条第一項、第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項に規定する国税庁長官の確認に関すること。

3～5　［同上］

（課税部の所掌事務）

第四百四十五条　課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達に関すること（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。